## 美例特集

## 特許発明報奨金制度

ケーススタディ #1~#4

## 「発明の対価」としての"報酬"を支払う仕組みへ整備、改定

特許権や商標権など知的財産権に関する過去の紛争では、企業間での特許侵害訴訟が散見される程度だった。しかし、最近では企業内発明にまつわる訴訟が大きくクローズアップされている。

社員の職務発明の対価を巡っては、これまで社内規定で少額に抑えてきた企業が多かったこともあり、企業側の報酬に納得できない社員が退職後に訴訟に持ち込むケースが相次いでいる。

裁判では、社員の社内発明に対する報酬の 高額化を認める判決が出される一方、訴訟で 争われる『相当の対価』が不明瞭だとの指摘 も根強く、特許庁が特許法改正の検討を始め ている。 こうした状況下にあって,特許法の趣旨に添いながら,早い時期から社員の職務発明に関する制度の見直しを行い,これを拡充強化して円滑に運用している企業もみられる。

今回取り上げた制度の実例は,昨今頻発する社内発明特許紛争とは無縁の企業といえる。 明治製菓は,『発明考案取扱規程』に加えて

『薬品発明特別報償規程』を新たに設けている。

日本化薬では、『発明補償』と『発明報奨』 の2つの制度で運用している。

武田薬品工業は,実績補償の最高額を旧制度の3倍の1億5,000万円に引き上げている。

オムロンは,グループ企業を含む全社員対象に『スーパー特許報奨制度』を導入している。

企業名	導入時期	改正年月	要旨
明治製菓 # 1	①1964年10月 ②2001年1月	①2000年10月	①発明考案取扱規程と②薬品発明特別報償規程の2本柱。特別報奨金は特許では発売後5年間の売上利益額の0.25%,特許譲渡額および実施料では1%で最高5,000万円の範囲で支給。
日本化薬 #2	①1964年3月 ②1999年3月		①発明補償制度と②発明報奨制度の 2 本柱。報奨金は売上高の 1 %を、実施料の場合は実施料収入の 2 %をそれぞれ 1 回に限り支給。いずれも上限はなし。
武田薬品工業 #3	1998年 4 月	2002年 4 月	新製品関連特許の実績補償額は評価点90点以上の3,000 万円から同10点以上の90万円まで 9 つのランクに区分 して 5 年間を限度に支給。最高額を 3 倍の 1 億5,000 万円に引き上げて運用。
オムロン #4	1999年 1 月		事業への貢献度に応じて1件あたり累計で最高額1億円まで付与する「スーパー特許報奨制度」を導入。要件は①市場独占とデファクトスタンダードの実現可能性、②年間売上高10億円以上の達成。